

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する  
法律案要綱

- 一 在セブ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。（別表第一及び別表第二関係）
- 二 在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の名称及び位置の国名を改める。（別表第一及び別表第二関係）
- 三 在カザフスタン日本国大使館の位置の地名を改める。（別表第一関係）
- 四 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。（別表第二関係）